

債権執行事件の終了をめぐる規律の見直しに関する検討（2）

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

(1) 債権の差押えに関する規律

債権執行に関して、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

ア 金銭債権を差し押さえた場合において、取立権が発生した日から〔2年〕を経過したときは、執行裁判所は、差押債権者に対し、第三債務者から既に支払を受けているときはその旨の届出（民事執行法第155条第3項参照）、まだ支払を受けていないときはその事情の届出をするよう命ずることができるものとする。

イ アの命令が差押債権者に告知された日から〔2週間〕を経過したにもかかわらず、差押債権者がアの届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。

ウ 民事執行法第155条第3項の取立ての届出（取立完了の届出を除く。）又はアの事情の届出があった場合には、アの期間は、それらの届出が最後にされた日の翌日から起算するものとする。

(補足説明)

1 制度創設の必要性

債権執行（債務者の有する債権に対する強制執行）の事件では、差押債権者による取立てを通じて換価・満足が行われることがあるが（民事執行法第155条）、このような場面における債権執行事件の終了は、取立ての届出や申立ての取下げといった差押債権者の協力に依存しており、他の強制執行事件と比べて、事件の終了をめぐる規律が不安定である。このため、実際に、取立ての届出も取下げもされないまま長期間放置されている事件が多数存在している（注1）。

このような現状の下では、第三債務者は、供託をする権利が与えられているとはいえ（民事執行法第156条第1項）、その権利を行使しない限り長期にわたり差押えの拘束を受け続けることになりかねない。第5回会議では、取立てがされないまま放置された差押債権を管理し続けることが、第三債務者にとって大きな負担となっているとの実情が紹介された。

また、事件の進行・管理の職責を負う執行裁判所にとっては、将来に向かって係属している事件の数が増え続けることとなりかねないという問題が指摘さ

れている。この指摘は、民事訴訟においては、当事者の不熱心な態度により事件が放置されることを防止するための規律が整備されていること（民事訴訟法第263条）を参考に、民事執行においても、これを防止する必要があるという問題意識に基づくものと思われる。第5回会議でも、差押債権者の不熱心な態度が原因で事件が増え続けることを問題視する意見があり、今後も係属している事件数が増え続けることとなれば、他の事件の処理に影響を及ぼすおそれがあるとの指摘がされた。

このほか、現行民法では、差押えは時効の中断事由とされ（同法第147条第2号）、その事由が終了した時から新たに時効が進行するとされているが（同法第157条第1項）、民法（債権関係）の改正作業の過程では、時効の中断等の規律に関して全般的な見直しをするに当たり、例えば、差押債権者が取立権を行使しないで放置しているような場合には、債権執行事件が終了しない結果、新たな時効が進行しないという不合理な事態が生じ得ることなどが指摘された。

以上のような問題に対応するため、債権執行事件の終了に関する規律を見直す必要があるとの指摘がある。

2 規律の骨子

(1) 基本的な枠組み

民事執行における換価・満足の手続は、一般的には、執行機関である執行裁判所や執行官によって行われるものであるが、金銭債権の差押えにおいては、私人（差押債権者）による換価・満足という簡略な手法が採られている。このことは、定型的で比較的少額の差押えの申立てが著しく多数にのぼるといった債権執行事件の特性を踏まえると、手続経済に適っており合理的であると考えられる。そこで、ここでの対応策を検討する上でも、基本的にこのような手続の簡略さを維持する必要があると考えられる。

このような考え方を踏まえた対応策の一つとしては、例えば、取立権の行使について一定の期間制限を設けることが考えられる。具体的には、その期間制限の起算点を取立権の発生日とした上で、一定の期間の経過によって当然に差押えの効力が失われるものとする方向と、一定の期間の経過等を要件として、執行裁判所が差押命令を取り消すことができるものとする方向とがあり得る。

もっとも、前者の方向については、第三債務者が差押命令の効力が失われたか否かを判断しなければならないこととなり、第三債務者に新たな負担を課すことになるという問題がある。

次に、後者の方向については、執行裁判所が差押命令を取り消す前提として、当事者等からの申立てを必要とするかが問題となる。そして、この規律を専ら第三債務者や債務者の利益を保護するものと捉えるのであれば、第三

債務者や債権者からの申立てを必要とすることも考えられないではない。しかし、差押債権の取立てがされないまま事件が長期間放置されることは、事件の進行・管理の職責を負う執行裁判所にとっても無視することのできない問題であると考えられることを踏まえると、この規律は、執行裁判所による事件の進行・管理に資するためのものでもあると捉えることができる。そうであれば、この規律による差押命令の取消しは、当事者等の申立てを要しないで、執行裁判所の職権により行うものとする考えられる。

(2) 差押債権の取立てに相当の期間を要する場面等への対応

差押命令を取り消すための要件としては、取立権の発生から一定の期間が経過したことが基本となると考えられるが、差押債権の中には、条件付や期限付のものなど、差押債権者が直ちにその取立てをすることができないものがあることに留意する必要がある。差押債権者は、譲渡命令等の申立てをして、執行裁判所による換価を選択することが可能であるが、期限の到来等を待って自ら取立てを行うことも制度上妨げられていないので、このようなケースでも支障がないような規律の在り方を検討する必要がある。

このような配慮が必要な場面としては、上記の条件付や期限付のもののほか、例えば、継続的給付の差押え（民事執行法第151条）のように、差押えの当初から、ある程度の長期にわたって債権（支分権）の確定期限が順次到来することが想定されているものがあり、また、差押債権者が取立訴訟（同法第157条）を提起したときのように現に取立権を行使しているというべき場面などが考えられる。また、例えば、第三債務者の資産状況を考慮して一時的にその支払を猶予しているというような場面や、債務者との間で支払方法等の協議をしている場面などもあり得る。第5回会議では、第三債務者（金融機関）が差押債権について相殺予定である旨を陳述する場面があることにも留意する必要があるとの指摘がされた。

そこで、これらの場面に対応するため、取立権の発生から一定の期間が経過したとしても、事情によっては差押命令を取り消すことができないものとする仕組みを用意しておくことが考えられる。

3 具体的な規律の検討

- (1) 差押命令を取り消すための具体的な規律を検討する上で、あり得る選択肢の一つとしては、例えば、金銭債権を差し押さえた場合において、取立権が発生した日から一定の期間が経過したときには、執行裁判所が、差押債権者に対し、第三債務者から支払を受けた旨の届出（取立ての届出、民事執行法第155条第3項）又は第三債務者から支払を受けていない事情の届出をするよう命じた上で、その後一定の期間が経過したにもかかわらず、差押債権者がこれらの届出をしなかったときには、執行裁判所が、職権で、差押命令を取り消すという枠組みが考えられる。本文アは、このうち、執行裁判所が、

差押債権者に対してこれらの届出をするよう命ずる手続に関するものである。

本文アにおける一定の期間の起算点としては、まずは、民事執行法第155条第1項の規定により取立権が発生した日（すなわち、債務者に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したとき）が基本となると考えられる。

次に、この期間の長さをどの程度とするかは、取立ての実情等を踏まえて検討する必要があるが、当面の選択肢として、6月、1年、2年、5年などが考えられる。本文アでは、債権及びその他の財産権に対する強制執行事件の約9割が2年以内に終了しているという近年の実情を踏まえ（注2）、試みとして、この期間を2年とすることを括弧を付して提示した。

- (2) 本文イは、執行裁判所が、差押命令を取り消す手続に関するものである。

本文アの命令がされた場合において、差押債権者が本文アの届出をすべき期間をどの程度に定めるのかについては、いくつかの選択肢が考えられるが（注3）、本文イでは、試みとして、これを2週間とする考え方を括弧を付して提示した。

- (3) 本文ウは、取立権の発生から一定の期間が経過したとしても、事情によっては差押命令を取り消すことができないものとする仕組みとして、試みに、差押債権者が取立ての届出（取立完了の届出を除く。）や本文アの事情の届出をした場合には（取立てを完了していない理由を問わず、）それらの届出が最後にされた日の翌日から本文アの期間を起算するという規律を提示した。このような届出をしていれば、差押債権者が引き続きその手続を迫行する意思があるとみることができるとに着目したものである。

このような規律と異なり、差押債権者が本文アの事情の届出をした場合であっても、その事情に合理的な理由がないときは、差押命令を取り消すことができるとする考え方もあり得ないではない。しかし、その事情の合理性の有無を執行裁判所が判断するのは、必ずしも容易ではないという問題があり得るし、それほど慎重な審査を求める必要性も乏しいと考えられる。もっとも、差押債権者からの事情の届出によって、およそ事件を係属させておく必要性がないことが明白になるようなケースがあり得るとすれば、ごく例外的な要件の下で、差押命令を取り消す余地を残しておくことも考えられる。

- (4) 差押命令を取り消す旨の決定に関する現行の民事執行法の規律によれば、例えば、この決定に対しては執行抗告をすることができ（同法第12条第1項）、この決定は確定しなければその効力を生じないとされている（同法第12条第2項）。また、差押命令を取り消す旨の決定は、差押債権者、債務者及び第三債務者に対して告知しなければならない（民事執行規則第2条第1項第2号、第136条第3項）。

取立権が行使されない場面での差押命令の取消しについて、これらの規律

と異なる特別の規律を設けない限り、差押命令が取り消された場合に関する現行法の規律によることなると考えられる。

なお、事案によっては、差押命令を取り消す旨の決定がされた後、差押債権者が、執行抗告をするとともに本文アの届出をするということもあり得るが、そのような場合においては、取消決定を取り消し、差押命令の効力を存続させるべきであるとの考え方があり得る（注4）。

（注1）司法統計によれば、平成27年における債権及びその他の財産権に対する強制執行事件の未済事件9万3331件のうち、審理期間が2年超の事件数は3万9273件（約42%）、3年超の事件数は3万0618件（約39%）、5年超の事件数は1万7180件（約18%）である。

（注2）司法統計によれば、平成27年における債権及びその他の財産権に対する強制執行事件の既済事件11万4034件のうち、審理期間が6月以内であるものが8万3360件（約73%）、1年以内であるものが9万5276件（約84%）、2年以内であるものが10万2864件（約90%）、3年以内であるものが10万5856件（約93%）、5年以内であるものが10万8599件（約95%）である。

（注3）現行法上の制限期間の長さの例としては、執行抗告の申立て期間を1週間とする民事執行法第10条第2項や、債務者に送達されてから取立権が発生するまでの期間を1週間とする同法第155条第1項、第三債務者が陳述催告をすべき期間を2週間とする同法第147条第2項などがある。

（注4）差押債権者が、本文アの期間を遵守することはできなかったものの、執行抗告審においてその届出をしたといったケースの取扱いを考える上で、参考となり得る例として、最決平成27年12月17日集民251号121頁は、抗告提起の手数料の納付を命ずる補正命令を受けた者が、その補正命令で定められた期間の経過後にその手数料を納付した事案において、「当該命令において定められた期間内にこれを納付しなかった場合においても、その不納付を理由とする抗告状却下命令が確定する前にこれを納付すれば、その不納付の瑕疵は補正され、抗告状は当初に遡って有効となるものと解される。」とした。

（2）債権の仮差押えに関する規律

民事保全として債権の仮差押えがされた後、取下げ等がされないまま長期間が経過している場面に関して、(1)と同趣旨の規律を設けるか否かについて、どのように考えるか。

（補足説明）

1 制度創設の必要性

第5回会議では、債権の仮差押えの場面でも、債権執行と同様に、仮差押債権の取立てがされないまま長期間放置されているものがあるとの指摘があった。金銭債権の仮差押えの場面では、仮差押命令が第三債務者に送達された時に仮差押えの効力が発生し、第三債務者の債務者に対する弁済が禁止されるが（民事保全法第50条第1項、第5項、民事執行法第145条第4項）、債権の差押えと異なり、仮差押債権者は仮差押債権を取り立てることはできない。仮差押債権者が取立てをするためには、本案の訴えを提起して勝訴判決を得るなどして債務名義を取得し、その債務名義に基づいて債権執行の申立てをする必要がある。また、仮差押債権が存在しないかその額がわずかである等の事情により、仮差押債権者が直ちには本案の訴えを提起しない場面については、仮差押債権者が仮差押命令の申立てを取り下げること、仮差押えの効力を消滅させることが想定されている（注1）。このような手続の流れにおいては、仮差押債権者による本案の訴えの提起や保全命令の申立ての取下げがされない限り、仮差押えの効力が存続することとなり、債権の仮差押えがされたまま漫然と長期間が経過するという状態が生じ得る。

このような場面において、第三債務者は、債権執行の場面と同様に、供託をする権利が与えられているとはいえ（民事保全法第50条第5項、民事執行法第156条第1項）、その権利を行使しない限り長期にわたり仮差押えの拘束を受け続けることになりかねない。

また、時効の中断との関係でも、現行民法では、仮差押えは時効の中断事由とされているが、その時効の中断効が仮差押えの執行保全の効力が存続する限り継続するとの解釈によれば（注2）、例えば、第三債務者の陳述により仮差押債権の額がわずかであることが判明したため（民事保全法第50条第5項、民事執行法第147条）、仮差押債権者が本案の訴えを提起しないで放置しているような場合には、仮差押えの効力が存続することとなり、新たな時効が進行しないこととなる。

2 債権執行事件との違い

債権の仮差押えの場面では、前記1のとおり、仮差押債権者は取立権を有していない。そのため、第三債務者が一定の期間にわたって仮差押えの拘束を受けることは、仮差押えの効力が当然に予定している結果であるともいえる。

そして、仮差押命令が発令されたにもかかわらず仮差押債権者が本案の訴えを提起しないという場面に対する措置としては、現行法において、起訴命令や事情変更による保全取消しの制度が用意されている。すなわち、仮差押債権者が本案の訴えを提起しないときには、裁判所は、債務者の申立てにより、起訴命令を発した上で、債権者が本案の訴えを提起したことを証する書面を提出しなかったときは、保全命令を取り消さなければならないこととされている（民事保全法第37条）。また、保全すべき権利等の消滅その他の事情の変更があ

るときは、裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消すことができることとされている（同法第38条）。このような場面では、債務者において仮差押えの効力を消滅させるための手段があるため、仮差押えにより中断した時効が新たに進行しない状態が続くことが、必ずしも不合理とはいえないとの考え方があり得る（注3）。

債権の仮差押えの場面においても本文(1)（債権の差押えの場面）と同趣旨の規律を設けるかどうかを検討する上では、これらの違いに留意する必要があると考えられる。

（注1）債権の仮差押えにおいては、通常、保全命令の発令に当たって債権者に担保を立てさせるため（民事保全法第14条第1項）、第三債務者の陳述により仮差押債権が存在しないかその額がわずかであることが判明したときには、債権者において担保を取り戻すために保全命令の申立てを取り下げるインセンティブがあると考えられる。

また、仮差押債権者が本案の訴えを提起しないときには、裁判所は、債務者の申立てにより、債権者に対し、相当と認める一定の期間内に、本案の訴えを提起することなどを命じなければならず、債権者がその期間内に本案の訴えを提起したことを証する書面を提出しなかったときは、債務者の申立てにより、保全命令を取り消さなければならないこととされている（民事保全法第37条）。

（注2）最判平成10年11月24日民集52巻8号1737頁は、不動産の仮差押えがされた事案において、「仮差押えによる時効中断の効力は、仮差押えの執行保全の効力が存続する間は継続すると解するのが相当である」としている。

（注3）最判平成10年11月24日民集52巻8号1737頁は、「仮差押えによる時効中断の効力は、仮差押えの執行保全の効力が存続する間は継続すると解するのが相当である」ことの正当化根拠の一つとして、「債務者は、本案の起訴命令や事情変更による仮差押命令の取消を求めることができるのであって、債務者にとって酷な結果になるものともいえない」ことを指摘している。

2 その他の場面（債務者への差押命令等の送達未了）における規律

(1) 債権の差押えに関する規律

債権執行に関して、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

ア 債権を差し押さえた場合において、債務者に対して差押命令を送達することができないときは、執行裁判所は、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に送達をすべき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には、公示送達の申立て）をすべき旨を命ずることができるものとする。

イ アの場合において、差押債権者が相当の期間内に送達をすべき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には、公示送達の申立て）をしな
いときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。

（補足説明）

1 制度創設の必要性

前記本文1で取り上げたのは、債権執行事件の終了が、民事執行法上、取立ての届出や申立ての取下げといった差押債権者の協力に依存している場面であるが、債権が差し押さえられたまま漫然と長期間が経過するという事態は、実務上は、差押命令の債務者への送達が未了の場面でも同様に生ずることがあると指摘されている。例えば、差押命令が第三債務者に送達され、差押えの効力が生じたものの（民事執行法第145条第3項、第4項）、差押債権者が債務者の所在調査に不熱心であること等により、差押命令が債務者には送達されないままとなるような事案である。このような事態が生ずる背景としては、先に差押命令の送達を受けた第三債務者の陳述（同法第147条）により、差押債権が存在しないことやその額がわずかであることが判明したため、差押債権者が、債務者に差押命令を送達するための所在調査を行う意欲を失うといった事情などが考えられる。そして、差押命令が債務者に送達されなければ取立権が発生しないため（同法第155条第1項）、この場面では、換価・満足の手続を進行させることができない状態が長期間継続することとなりかねない。

差押命令の送達は、基本的には執行裁判所が職権で行うこととされているものの（民事執行法第20条、民事訴訟法第98条第1項等）（注1）、実務上は、差押債権者の協力なしに債務者の住所等を確認することは容易でない（注2）。このため、差押債権者の協力が得られず、申立ての取下げもされないような事案では、債権が差し押さえられたまま漫然と長期間が経過することがある。

以上のような問題に対応するため、差押命令の債務者への送達が未了の場面において差押命令を取り消すための方策を設ける必要があるとの指摘がある。もっとも、第5回会議では、債務者の所在調査をしていないことが必ずしも差押債権者の怠慢であるとはいえない場面もあり得ることを指摘し、差押命令の取消しといった方策については慎重な検討が必要であるとの意見もあった。

2 具体的な規律の検討

この場面の方策を検討するに当たって、参考となると考えられる現行の制度としては、訴状の送達をすることができない場合において、裁判長が、相当の期間を定めてその補正を命じ、原告がその不備を補正しないときには訴状を却下しなければならない旨を定める規律（民事訴訟法第138条第2項、第137条）、債務者に支払督促を送達することができない場合において、その旨を

裁判所書記官が債権者に通知した後2か月の不変期間内に送達すべき場所の申出がされないときに、支払督促の申立てを取り下げたものとみなす旨を定める規律（同法第388条第3項）がある（注3）。

また、債権者が民事執行の手續に必要な費用を予納しないために手續を進行させることができないような場面では、裁判所書記官が相当の期間を定めてその不足する費用の予納を命ずることができ、その費用の予納がないときには、執行裁判所が民事執行の申立てを却下し、又は民事執行の手續を取り消すことができることとされている（民事執行法第14条第1項、第4項）（注4）。

本文では、これらの規律を参考に、この場面での方策を検討する上であり得る選択肢の一つとして、債務者に対して差押命令を送達することができない場合には、執行裁判所が、差押債権者に対して、送達場所の補正を命ずることができるものとした上で、差押債権者がその補正をしないときには職権で差押命令を取り消すことができるものとする規律を提示した。差押債権者がその補正をする方法としては、債務者の所在を調査した上で新たに送達をすべき場所の申出をすることのほか、債務者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合等（民事訴訟法第110条第1項各号参照）には、公示送達の申立てをすることが考えられる。

（注1） 公示送達は、手續の遅延を避けるため必要があるときを除き、申立てにより行われとされている（民事執行法第20条、民事訴訟法第110条）。

（注2） 民事執行の手續において文書を送達することができないときは、裁判所書記官は、差押債権者に対し、送達すべき場所について必要な調査を求めることができるとされている（民事執行規則第10条の3）。

（注3） 支払督促は公示送達（民事訴訟法第110条）によることができないのに対し（同法第382条ただし書）、債権差押命令は、債務者との関係では公示送達をすることができる。

（注4） このほか、この場面における方策を検討する上で参考となるものと考えられる裁判例として、不動産強制競売開始決定を債務者に送達することができなかった事案において、債権者に対して債務者の送達場所の補正を命じた上で、所定の期間内にその補正がないことを理由として、開始決定を取り消したものがある（東京地決平成3年11月7日金法1314号31頁）。

（2）不動産競売等に関する規律

ア 不動産執行又は船舶執行において、その開始決定を債務者に送達することができない場合に関して、(1)と同内容の規律を設けることについて、どのように考えるか。

イ 民事保全において、保全命令を債務者に送達することができない場合に

関して、(1)と同内容の規律を設けることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

債務者への送達未了が原因で事件が放置され得るという問題は、債権執行に限られず、他の民事執行事件や民事保全事件においても生じ得るとの指摘があり得る。

例えば、不動産執行や船舶執行の手続において、差押えの効力は、強制競売の開始決定が債務者に送達される前であっても、差押えの登記がされた時に生ずるとされているため（民事執行法第46条第1項、第121条）、差押えの効力が生じた後、債権者が債務者の所在調査に不熱心であること等により、開始決定が債務者には送達されないままとなることもあり得る。この場面では、開始決定の効力が生じないため、換価・満足の手続を進行することができないままの状態が長期間継続することとなりかねない。また、強制管理の開始決定（民事執行法第93条）が債務者に送達されないままとなる場面でも、同様の問題が生じ得る。これらの問題に対応するための方策の一つとしては、本文(1)のように、執行裁判所が、債権者に対し、送達をすべき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には、公示送達の申立て）をすべきことを命じた上で、債権者がこれに応じないときには、職権で開始決定を取り消すことができるものとする規律を設けることが考えられる。

また、民事保全の手続においては、保全命令が債務者に送達される前であっても保全執行をすることができることとされていることから（民事保全法第43条第3項）、債権の仮差押命令が第三債務者に送達され、又は不動産の仮差押えの登記がされることによって、仮差押えの効力が生じた後（民事保全法第50条第5項、民事執行法第145条第4項）、債権者が債務者の所在調査に不熱心であること等により、保全命令が債務者には送達されないままとなることもあり得る。この場面では、債務者からの起訴命令等の申立てを事実上期待することができず、債権等の仮差押えがされたままの状態が長期間継続することとなりかねない。この問題に対応するための方策の一つとしては、本文(1)のように、裁判所が、債権者に対し、送達をすべき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には、公示送達の申立て）をすべきことを命じた上で、債権者がこれに応じないときには、職権で保全命令を取り消すことができるものとする規律を設けることが考えられる。